

令和5年第2回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和5年6月15日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 行政報告

第 2 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 15号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

第 3 文教厚生常任委員会委員長報告

請願第 1号 予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書

第 4 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 5 発議第 1号 予防接種に関する記録の延長を求める意見書

第 6 発議第 2号 予防接種健康被害救済制度の迅速な対応を求める意見書

第 7 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 8 特別委員会の閉会中の継続調査について

第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（浅野 勉） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「行政報告」を行います。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） おはようございます。教育委員会 辰己でございます。よろしく申し上げます。

教育委員会所管事務に関連し、議会勉強会で議題となりました、安堵中学校における通学方法に関する事項で、学校の本案に関わる考え方を報告させていただきます。

まず、これまで町立学校として安全面、体力面、小学校との関連性等、総合的な観点から徒歩通学を基本としてまいりました。ただ、伝統的に旧来より土、日、祝日等の部活の行き帰り、半日授業の午後の部活、近隣の学校との部活動の交流、練習、試合や職場体験、校外学習、入試に関する活動においては、特例で自転車通学を認めてきた経緯がございます。

この間、防犯の観点から、日没の時間により最終下校時間を調整してまいりましたが、部活の時間の確保、日暮れが早く暗くなる時季の下校時が心配との声もあります。

今後、保護者、PTAや生徒会の意向も聞きながら特例の見直しを進めてまいりたいと考えております。今後、土日、祝日の部活の地域移行の推移、そして防犯の視点も加味して生徒会

の目指す主体的、自主性を育む生徒達のためのルール作りに取り組みたいとのことでございました。

以上、6月9日に学校の考え、方向性を聞かせていただき、学校裁量に関わる本件について学校に委ねて追認させていただきたく、議会の皆様への御理解と、今後の御支援をお願いいたしまして報告とさせていただきます。

以上、教育委員会関係の報告とさせていただきます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 教育長の行政報告をお聞きしまして、保護者との調整と言うか、保護者からの意見聴取等について入っておりませんでしたけども、いかがでしょうか。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） 保護者、PTA、生徒会の意向も尊重しながら、というふうに聞かせていただいておりますし、今、述べさせていただきました。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） よろしくお願ひしたいと思います。なるべく早い時期にさせていただいて。見直し、見直しでずっと延ばされるということがないように、保護者も含めて、生徒も含めて前向きに考えていただきたいと思います。

以上です。

議長（浅野 勉） 過日、6月8日の議員勉強会には、もう一つ、「町内の交通手段（高齢者対策）について」が議題に挙がりました。各議員、説明員から多くの意見が出され、集約にはさらに時間を要すと思われました。

今後は、特に高齢者福祉対策に的を絞りを、議員勉強会を継続開催いたしたくと思いますが、いかがですか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 森田でございます。今、議長の方からおっしゃっていただいたとおりでございますねんけども、なおさら、ちょっとお願いしておきたい内容のこともございますので、この際に、ひとつ行政側の方も的確なる方向性を出していただきたい、かように思います。

この方の問題のことにしましては先般、上林議員が一般質問の中で、特に高齢者に対する買い物、そしてまた病院、このことに関して特に注目されてですね、一般質問なされたように私も記憶しております。そのことについて勉強会を我々全員でもって開催して、このことについて一つでも積極的に考えていただきたいということで、行政共々勉強会に至った訳でございますけども、その中で、この高齢者というのが私も、その折に発言をさせていただきました。

と、申しますのは、やはり色々この公共交通の部分と、そしてまた高齢者に対する、そうしたことの交通手段というので、ちょっと別個に考えていかないと、かねてより我々、特に議会の方からも要望しております買い物等ということで、それの方の交通手段について、町としてもどのような考えをお持ちか、ということで再三に渡り色々、町の方も考えていただいているようでございましたし、また議会からも、こういう方法ではどうか、ということも提案もさせていただいた経緯がございます。

ただ、今回の、高齢者ですね、そうしたことの思いやり、これが非常に、やはりこれは急がなくてはならない、私は、そういうことで先だつての勉強会でも、色々そういう議論ができました。これは議会全員がですね、そうした気持ちでもって、何とか高齢者だけでも先もって、先陣切ってこの問題をですね、早く解決していただくようお願いしたいということをお願い上げたつもりなんですけども、その辺のことにしまして、ちょっと今、議長のお話の中では、将来的に色々と考えていこうというのは、これは特に公共交通等についてですね、お考えのようでございますし。

ただ、私は、そうしたことで家庭に車があれば、家族が誰か乗っておれば、そこそこで買い物に行くのも、お医者さんに連れて行くのも、これは若い方、家族の中の一員でございますので、それは十二分に、これはもうすでに家族で対応しておられる訳やから、私のように独居老人的な、75歳、後期高齢になってですね、一人で、そうしたことで急に病気で病院へ行かなあかんと、また買い物にも行きたいなということ、買い物についても色々各大大字、各自治

会を回って、移動式の買い物できるものも色々用意はしていただいておりますけども、そうしたことも含めながら、特に今、お医者さん、また買い物。高齢者をどうして我々、温かく助成していけば良いのかな、という思いも、ひしひし感じております。

私ちょっとこの辺のことについて、町長の方にもですね、できるだけ早急に何か、こういう考えを町で持っておる。とかいうようなことがございましたら、ちょっとその内容をですね、披歴していただいて、これから町が、こういうふうな考え方でやっていく。ということだけでもですね、ちょっと一言お願いできればありがたいですが、と思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今、森田瞳議員の方から、かなりの的を絞ったお考えを賜りました。そのとおりだと思います。それで、一絡げに公共交通、公共交通と言いますと、非常に掴みにくい部分がございます。ですから一般的な公共交通、それと福祉の要素が大きな、福祉の施策としての移動手段の確保、これをやはりちょっと区別して検討し、いろんな、福祉も施策がございますので、それをもう一度整理して今、おっしゃっていますように病院の方、あるいは買い物、そういうものに絞った場合に、どう施策は充当できるのか。そしてここに若干、経費も含めた力を入れていけば、何とか対応できるんかということ。できるだけ早く、ちょっと整理もしながら、また皆様方と議論を重ねていって良い方向を見つけていきたい。このように思いますので、今後とも、この点については協議を重ねてまいりたい。このように思っております。よろしく願いいたします。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ありがとうございます。そうしたことで、やはり一点に絞りながらですね、一つずつ見出していただきたい、そういう今、町長の御答弁いただきまして、何分よろしくお願ひしたいと思います。

この際に、ちょっと高齢者の対策ということで、先ほど控室でも色々とお話をさせていただいておったんですけども、高齢者対策って、私65歳を迎えた時にですね、ちょうど保健センターがですね、オープン、ちょっと前ですか、されて、保健センターが高齢者の方にですね、

色々とお慰みの場として提供していただくということで建設された経緯がございます。その中でですね、非常に楽しんでおられた高齢者の中で、浴場の廃止になったとか、そしてまた囲碁教室の、高齢者の集いの部分が若干、空き家になってきたとかというような内容の中で、特に高齢者に対しての手厚い、手厚いというのですか、一つの実践が尻切れトンボになっておるといように私、感じを受けました。

そういうことで色々、昨今に至りましては「敬老のつどい」というものが、これ毎年、高齢者の中で、敬老の方に来ていただいて演劇等をですね、やっていただいた経緯がございます。しかしながら、残念ながら、ここ3年ほどコロナ禍によりまして、そうしたこともすべて中止をなさった、ということでございました。この3年間やはり、高齢者に対しては非常に寂しい思いもされておるんじゃないかなと、これは私も含めて思いました。

そんな時にね、ちょっと色々これを近隣の町に聞いてみましたならば、そうした敬老のつどいはなくとも、毎年毎年ちょっと記念品的な、高齢者に対しての記念品を贈っておるよ、というようなことも耳にいたしました。

ここに議長もいらっしゃいますけども、議長も以前からその辺のことも非常にやかましく、高齢者に対して敬老のつどいに、コロナの中でのそうしたものの催しは無いにしても、対策として色々、ちょっとした物をですね、届けてやるということは非常にやはり高齢者に向かって、喜んでいただけるんじゃないかなという思いもいたしました。議長は、タオルを一つでもですね、安堵町から進呈すると。敬老の、長寿をお祝いするという意味で実施をされてはどうかということも、提案もしていただいた経緯がございます。

そういうことで、何とか高齢者対策にもやはり気持ちを持っていただいて、これからの行政も、進んでいっていただけたらなという思いもいたしますので、先ほどの町長の答弁の中で色々、聞かせていただいたことをこれから参考に、我々議会もしっかりと受け止めて頑張っていきたいと、かように思います。

以上です。

議長（浅野 勉） はい。ありがとうございました。

これで、行政報告を終わります。

---

議長（浅野 勉） 日程第2「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井総務産業建設常任委員会委員長。

（増井総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史） 総務産業建設常任委員会委員長報告。本会議で付託された議案の審査等のために当委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件について。

議案第15号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について」

2. 開催日時及び場所、令和5年6月7日水曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 委員長、私、増井、森田裕康副委員長、松田委員、近藤委員、福井委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、森田瞳委員。(2) 説明員 吉村総務部長、吉田一弘住民生活部長、廣瀬事業部長、富士総合政策課長、池田事業課長、増田住民課長。(3) 議会事務局 溝本事務局長、宮前主事。

4. 審議内容、6月5日の本会議で付託された案件について各担当の説明員から詳細な説明を受け慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

(1) 歳入、国庫支出金6,601万4,000円、財政調整基金繰入金3,131万2,000円。

(2) 歳出、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業償還金1,257万1,000円、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業償還金1,433万6,000円は、各年度の支援事業の清算により国に返還する返還金である。

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、①低所得者世帯(住民税非課税世帯)に3万円を振り込む。②地域振興券委託3,400万円、町内の全世帯に7,000円分を配布する。

(3) 質疑内容、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、各自治体での使用方法には一定の制限がある。令和4年度にも補正予算の追加の臨時交付金で物価高騰対策をした。今回は電力・ガス・食料品等の物価高騰に対する生活の支援を行う事業であるが、自治体ごとに予算枠が決まっているため、低所得者・住民税非課税世帯対象に支給することになったと説明がされた。

地域振興券発行事業は、安堵町内の商工業者への振興の目的で、安堵町内商工会等に協力依頼し、現金給付ではなく地域振興券にした。地域振興券は1世帯当たり7,000円配布する。地域振興券の印刷経費等は、節約して必要最低限である。地域振興券は、一定の時点での住民基本台帳に基づいて郵送されるため、これまでも転出等で送達できない方が発生していた。また、一部やむを得ない理由により使用されない方もこれまでに発生している。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。

議長（浅野 勉） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号「令和5年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について」、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（浅野 勉） 日程第3「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井文教厚生常任委員会委員長。

(福井文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長(福井保夫) おはようございます。4番 福井です。令和5年6月9日、安堵町議会議長 浅野勉様。文教厚生常任委員会委員長 福井保夫。文教厚生常任委員会報告。本会議で付託された議案の審査等のために、当常任委員会を開催しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件について。

請願第1号「予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書」

2. 開催日時及び場所、令和5年6月8日木曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 福井委員長、松田副委員長、近藤委員、森田裕康委員、浅野委員、上林委員、山岡委員、増井委員、森田瞳委員。(2) 説明員 富井副町長、吉村総務部長、吉田住民生活部長、富士総合政策課長、井上健康福祉推進室課長。(3) 議会事務局として、溝本事務局長、宮前主事です。

4. 内容、6月5日の本会議で付託された請願第1号について、紹介議員の増井議員に説明を受けた。内容は予防接種にかかる接種記録において、その保存期間を50年とする条例の制定である。

理事者側に対し町の文書保存に関する処務規程について説明を受け、質疑に入った。質疑応答後、討論では、安堵町議会としては、町の条例を制定するより、まずは国に対して制度の見直し、保存期間の延長を求める意見書を提出する方がよいのでは、ということから、本請願には反対する旨の討論があった。

採決の結果、挙手なしにより、請願第1号は当委員会として不採択すべきものと決した。なお、国に対して「予防接種に関する記録の延長を求める意見書」について、本会議最終日に発議として提出し、発議者を増井議員、賛成者は全員と決定した。

以上をもって、文教厚生常任委員会は閉会した。

以上です。

議長(浅野 勉) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。

これより、請願第1号「予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書」についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

従って、原案について採決します。

請願第1号「予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書」については、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(起立なし)

議長(浅野 勉) 起立なしです。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

議長(浅野 勉) 日程第4「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになっておりますので、安堵町議会会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、安堵町議会会議規則第30条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより、投票を行います。議場の出入り口を閉鎖してください。

(議場閉鎖)

議長(浅野 勉) 只今の出席議員は9名です。

次に、立会人を指名いたします。

安堵町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番 松田議員、3番 森田裕康議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番 松田議員、3番 森田裕康議員を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

(候補者名簿 配布)

議長(浅野 勉) 候補者名簿の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(浅野 勉) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙 配布)

議長(浅野 勉) 投票用紙の配布漏れは、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(浅野 勉) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱 点検)

議長(浅野 勉) 投票箱異常なしと認めます。

只今から、投票を行います。念のために申し上げます。投票は、単記、無記名です。白票は、無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長（浅野 勉） 投票漏れは、ありませんね。

(「なし」の声あり)

議長（浅野 勉） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。

立会人の松田議員、森田裕康議員、開票の立ち合いをよろしくお願いします。

(開票)

議長（浅野 勉） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、中川靖弘議員7票、森口孝議員1票、坂本博道議員1票、松田哲子議員0票。

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長（浅野 勉） 只今の選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

---

議長（浅野 勉） 日程第5 発議第1号「予防接種に関する記録の延長を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

8番（増井敬史） 発議第1号「予防接種に関する記録の延長を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和5年6月15日提出、提出者 安堵町議会議員 増井敬史

賛成者 安堵町議会議員 上林勝美、同 松田勝、同 近藤晃一、  
同 森田裕康、同 福井保夫、同 浅野勉、同 山岡敏、同 森田瞳

「予防接種に関する記録の延長を求める意見書」都道府県知事又は市町村長は、予防接種を行ったときは、予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないこととされており（予防接種法施行令第6条の2）、予防接種台帳を保有しています。また、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類及び接種液の摂取量等が、記録すべき項目として定められています。

現在の定期接種のワクチンは、数十年という長年のデータ蓄積の上に、安全性と有効性が確認され、任意接種から定期接種となったものばかりです。しかし、予防接種記録の保存期間が5年間であると、諸外国のような大規模な追跡調査や疫学調査ができないと考えられます。日本薬剤疫学会、日本疫学会、日本臨床疫学会、日本ワクチン学会の四学会においても、新型コロナワクチン接種の実施前に、被接種者追跡システムの構築や接種記録の共有等を可能とすることなどを求める共同声明が発出されています。

PHR（パーソナル・ヘルス・レコード：個人の健康・医療・介護に関する情報）で様々なデータを管理する時代に、新型コロナワクチン接種の記録を自身で確認できなくなることは、この間の取り組みに逆行しています。

予防接種記録の保存記録が5年間であると、本町に住民登録の有る方が、県や市町村で新型コロナワクチンや定期接種のワクチンを接種し、将来何らかの有害事象がおきた際5年経過後にはワクチンを接種したかどうかの接種記録のデータが残っていないということになります。

そして、ワクチン接種後5年以上経過し、何らかの有害事象が起きた場合、該当する町民は、医療訴訟において重要な証拠である接種記録を提出できなくなる事から、新型コロナワクチン等の接種記録を5年以上保管してもらいたいとの町民の声が寄せられています。

また、現行の医師法では、診療録（カルテ）の保存期間は治療が終了した日から5年間、診療画像等は治療が終了した日から3年間となっていますが、大きな病院では訴訟に備えて、5年間以上の記録保存は当たり前に行っているとの聞き及んでいます。

よって、新型コロナワクチン等の定期接種を受ける町民の命を守り、将来に亘って責任を持

つとの考えやリスクマネジメントの側面からも、接種記録を5年間以上保管するように定める措置を国が行うよう強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月15日、安堵町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、ワクチン接種推進担当大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣  
以上。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（浅野 勉） 日程第6 発議第2号「予防接種健康被害救済制度の迅速な対応を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4番（福井保夫） 発議第2号「予防接種健康被害救済制度の迅速な対応を求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和5年6月15日提出、提出者 安堵町議会議員 福井保夫

賛成者 安堵町議会議員 上林勝美、松田勝、近藤晃一、森田瞳、浅野勉、山岡敏、増井敬史、森田裕康、以上です。

「予防接種健康被害救済制度の迅速な対応を求める意見書」厚生労働省より示されている「健康被害救済制度の考え方」より、法に基づく予防接種は社会防衛上行われる重要な予防的措置であり、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起これうという特性があるにも関わらずあえて実施しなければならないということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられた制度である。

本制度による給付を受けるためには、疾病・障害認定審査会の審査を経る必要がある。同分科会においては、申請資料に基づき、個々の事例ごとに、症状の発生が医学的な合理性を有すること、時間的密接性があること、他の原因によるものとする合理性がないこと等について、医学的見地等から慎重な検討が行われている。

その上で、認定に当たっては「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする」という方針で審査が行われている。とされています。

令和5年5月31日現在、「予防接種健康被害救済制度」における厚生労働省の「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会、感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）での進達受理件数は7,747件、認定件数2,639件、否認件数379件、現在の保留件数50件で、4,679件が審査待ちとなっています。

申請から認定までの流れは、申請者から住民票を登録していた市町村に申請・審査、都道府県を経て厚生労働省に送付するという流れになっており、厚生労働省での審査の進捗状況、今後の厚生労働省の進達受理件数を鑑みると、申請から救済に至るまで2年以上は見込まれます。

よって、国会及び政府に対し、副反応による健康被害に対する迅速な救済認定を行い、安心

できる予防接種健康被害救済制度を実現するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月15日、奈良県安堵町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、  
ワクチン接種推進担当大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

以上です。よろしくお願ひします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（浅野 勉） 日程第7「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(浅野 勉) 日程第8「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(浅野 勉) 日程第9「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（浅野 勉） これで本日の日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。  
令和5年第2回安堵町議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

-----  
閉 会  
午前11時48分  
-----